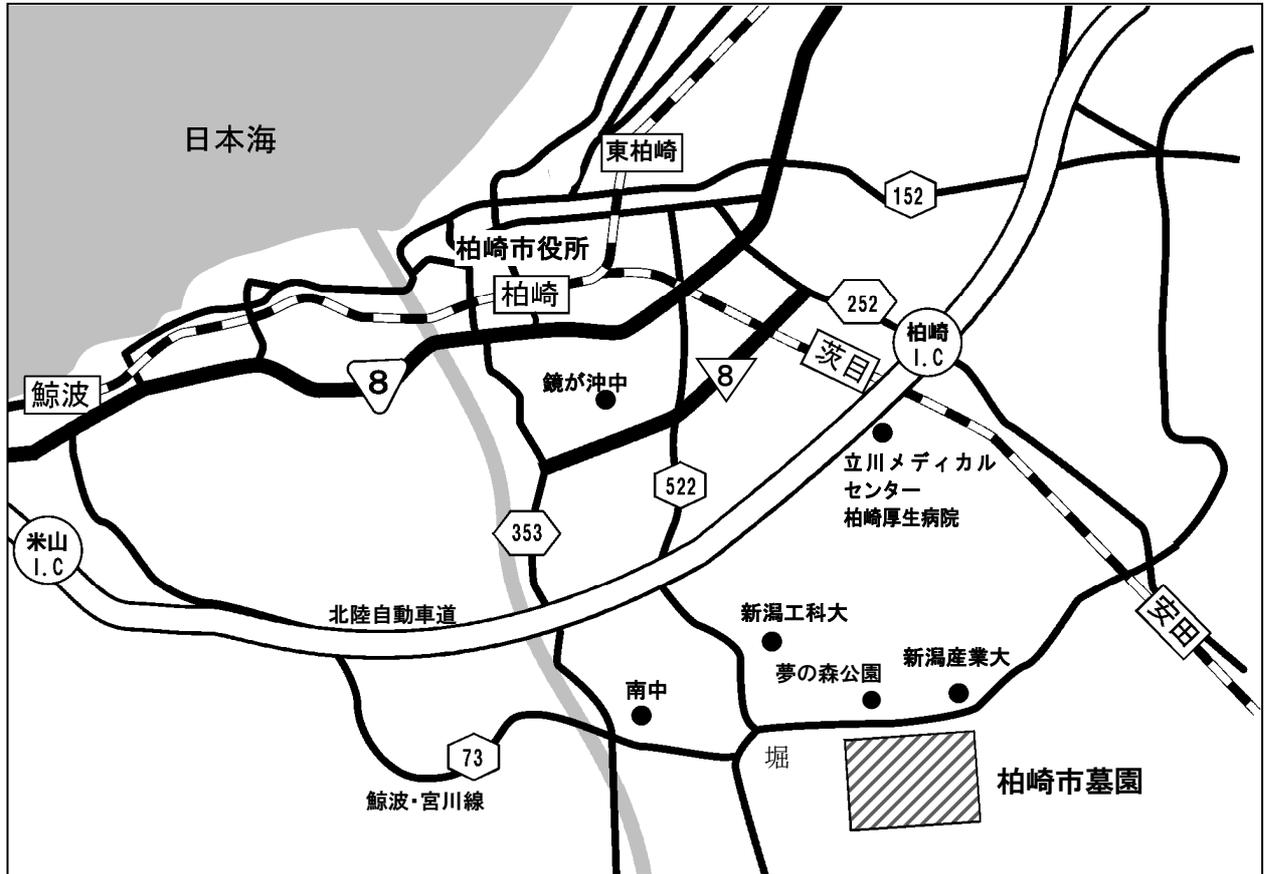
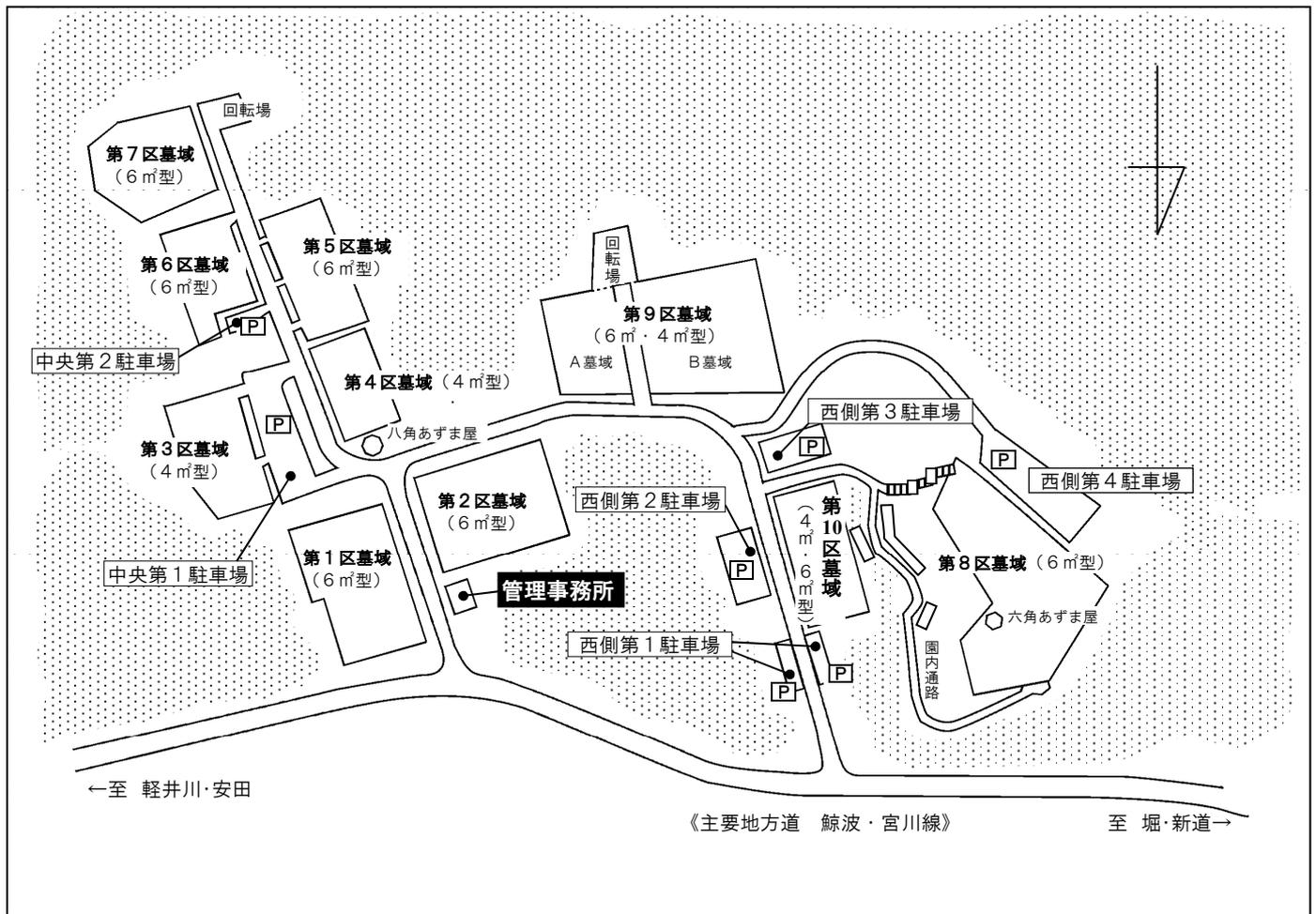


# 柏崎市墓園



- 位置 柏崎市大字堀 3 4 7 8 番地 電話 0 2 5 7 - 2 4 - 3 7 2 6
- 交通
  - 信越線・柏崎駅から 自動車・タクシー 約 10 分
  - バス（産業大学行き） 約 20 分
  - 信越線・安田駅から 自動車・タクシー 約 5 分
  - 高速・柏崎 I C から 自動車 約 7 分

# 柏崎市墓園 全体図



中央第1 駐車場 約 4 5 台

中央第2 駐車場 約 6 台

西側第1 駐車場 約 1 2 台

西側第2 駐車場 約 3 0 台

西側第3 駐車場 約 6 台

西側第4 駐車場 約 2 0 台

## 柏崎市墓園のあらまし

先祖を敬い、そして大切に作る心の現れとして、お墓は私たち人間にだけ与えられた心の永遠の“ふるさと”です。

柏崎市では、明るく健全な墓園を望む多くの市民の声に応えるため、現在地（柏崎市大字堀地内・用地面積22万5千㎡）に“緑の安らぎの里”としての墓園づくりを計画し、昭和48年11月に都市計画法による県知事の承認を得て、昭和50年から「柏崎市墓園」の整備を進めています。

### ○造成工事の概要

第1期造成工事（昭和50年度）	第1区～第5区墓域	1,210区画
追加造成工事（昭和63年度）	第3区墓域	25区画
第2期造成工事（平成元年度）	第6区墓域	104区画
第3期造成工事（平成3年度）	第7区墓域	135区画
第4期造成工事（平成5年度）	第8区墓域	330区画
第5期造成工事（平成11年度）	第9区A墓域	191区画
追加造成工事（平成14年度）	第9区A墓域	7区画
第6期造成工事（平成15年度）	第9区B墓域	350区画
追加造成工事（平成23年度）	第9区B墓域	52区画
追加造成工事（平成26年度）	第9区B墓域	28区画
第7期造成工事（平成20年度）	第10区墓域	189区画
	計	2,621区画

柏崎市墓園は、御先祖の霊を祭る荘厳な場であるとともに、墓地という暗いイメージから脱却し、四季折々に御家族連れで訪れることのできる“心休まる場”となるよう努力しております。皆さんから末永く安心して御利用いただければ幸いです。

令和5（2023）年 4月

柏 崎 市

## 墓地の使用について

### 1 墓地使用に関する届出等について

柏崎市墓園内の墓地を使用するにあたって、次の場合は届出又は申請をしてください。様式は市民生活部環境課にあります。

- (1) 「墓碑を新設又は改築等」するとき …… 「墓碑設置届書」

【添付書類】 設計図

- (2) 「お骨を納骨」する場合 …… 「埋蔵（改葬）届書」

【添付書類】

- ・ 埋蔵の場合は、「火葬許可証」
- ・ 改葬の場合は、改葬前の埋蔵地の市区町村長が発行する「改葬許可証」

- (3) 「氏名・住所・本籍が変わった」とき …… 「住所等変更届書」

【添付書類】 住民票（本籍の記載があるもの）

- (4) 「墓地使用权を承継」したいとき …… 「墓地使用权承継許可申請書」

【添付書類】 住民票（本籍の記載があるもの）

- (5) 「墓地を返還」するとき …… 「墓地返還届書」及び

「墓地使用料・墓園管理手数料還付請求書」

※墓地を返還した場合は墓地使用料が還付されます。使用許可を受けてから返還までの期間によって還付額が異なりますので、詳しくは7ページの別表第2をご覧ください。また、墓園管理手数料は、返還後の期間に係る既納分の手数料について還付します。

### 2 墓地使用上の注意について

- (1) 使用許可を受けた墓地は、相続人等へ承継し、永代使用できます。ただし、墓地の使用权を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

- (2) 墓碑を新設する場合は、1区画内に1基とします。区域によって建立できる規格が決まっています。

墓 域	種 別	建 立 可 能 な 墓 碑
第1、第6、第7、第8墓域	規格墓域	6㎡和式規格墓碑（別図1）
第3墓域	〃	4㎡和式規格墓碑（別図2）
第2（13～23番）、第5墓域	規格墓域	6㎡洋式規格墓碑（別図3）
第4墓域	〃	4㎡洋式規格墓碑（別図4）
第2（1～12番）	自由墓域	制限なし
第9、10墓域	規制墓域	墓碑の高さが2.5m以下の墓碑

- (3) 規格墓域内は、墓碑以外のいかなる工作物（卒塔婆立て等）、施設等の設置、又は木などの植栽はできません。
- (4) 使用許可を受けた墓地は、墓碑の建立の有無に関わらず、墓地区画内の草取り、落葉掃き等の管理をし、常に清浄にしておくよう心掛けてください。
- (5) 墓地以外の目的には使用できません。
- (6) 墓地の中には人の焼骨以外を埋蔵することはできません。
- (7) 第8墓域に通じる園内通路は、自動車の進入が禁止されています。

### 3 墓園管理事務所から

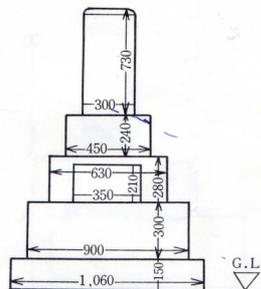
- (1) 墓園管理事務所は、12月中旬から3月中旬までの冬期間は閉鎖します。ただし、12月、3月は積雪の状況によって、閉鎖時期が早まったり、開所時期が遅れることがあります。
- (2) 手桶は、墓園管理事務所前に用意してありますので、必要の際はお使いください。なお、使用後は元の場所にお返しくください。
- (3) 納骨後の骨壺はお持ち帰りください。
- (4) 「お盆のお墓参り」について  
お盆（8月13日）は、夕方からたいへん混雑しますので、下記の点に御注意ください。
- ▽ 墓園内道路は、自動車が大変多いので、下記のとおり交通規制をしています。
    - ・ 正面（管理事務所側）出入口→西側出入口（第8墓域側）への一方通行とします。
    - ・ 西側出入口（第8墓域側）は進入禁止とします。
  - ▽ 自動車は、墓園内道路では最徐行してください。
  - ▽ 手桶は、管理事務所だけでなく各墓域内の水栓に配置しておきます。使用後は元の場所にお返しくください。

# 墓碑の規格（設計図）

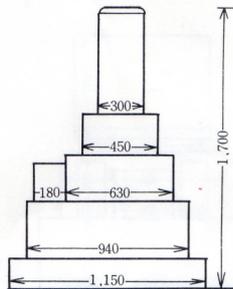
別図第1

単位ミリメートル

6平方メートル和式正面図



6平方メートル和式側面図

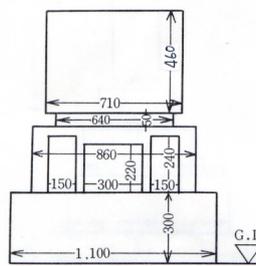


第1・6・7・8墓域

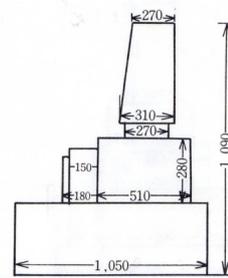
別図第3

単位ミリメートル

6平方メートル洋式正面図



6平方メートル洋式側面図

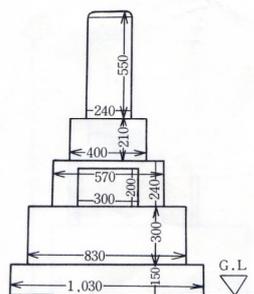


第2（13～23番）・5墓域

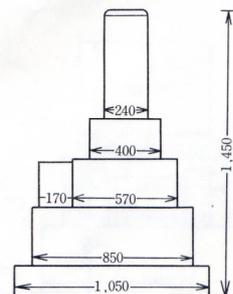
別図第2

単位ミリメートル

4平方メートル和式正面図



4平方メートル和式側面図

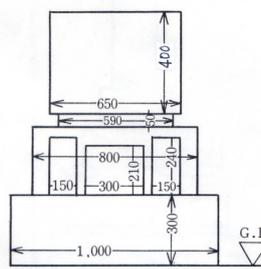


第3墓域

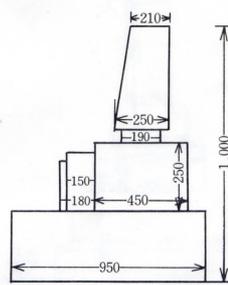
別図第4

単位ミリメートル

4平方メートル洋式正面図



4平方メートル洋式側面図



第4墓域

## ＜参考＞柏崎市墓園条例（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、墓園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この条例において「墓地」とは、焼骨を埋蔵するために墓園内に区画した一定の場所をいう。

### （使用許可）

第4条 墓園内の墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

### （墓地の変更）

第4条の2 次の各号に掲げる条件を満たしている場合は、市長の許可を受けて墓地の変更をすることができる。

- (1) 使用許可後1年以内であって墳墓を建設していないこと。
- (2) 使用の許可をしていない墓地との変更であること。
- (3) 使用料が同額の墓地であること。

2 前項の墓地の変更は、1回に限り許可するものとする。

3 第1項の規定により墓地を変更した場合は、使用料の納入及び還付は行わない。

### （使用料）

第5条 第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### （使用料の還付）

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が墓地を返還したときは、別表第2の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる額を還付する。

### （手数料）

第7条 使用者のうち次に掲げる者は、墓園の清掃その他の管理に要する経費として別表第3に定める墓園管理手数料（以下「手数料」という。）を納入しなければならない。

- (1) 平成11年10月1日以後に使用許可を受けた者
- (2) 使用許可を受けた日から起算して30年を経過した者。ただし、年度の途中で使用許可を受けた場合は、当該許可を受けた日の属する年度の翌年度の初日を起算日とする。

- 2 前項の手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。
- 3 年度の途中で使用許可を受けた場合は、当該年度分の手数料は月割計算とする。この場合において、1月未満の端数は1月とする。

(手数料の還付)

第8条 既納の手数料は、還付しない。ただし、使用者がその墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分の手数料について還付する。

- 2 年度の途中で墓地を返還したときは、当該年度分の手数料は、墓地を返還した月の翌月から月割計算により還付する。

(使用权の承継)

第9条 墓地の使用权は、その使用者の相続人又は親族若しくは縁故者であつて、その墓地に係る祭しを主宰する者（以下「承継者」という。）に限り、市長の許可を得て承継することができる。

(使用权の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、墓地に係る使用权を他人に譲渡し、又は墓地を転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消することができる。

- (1) 許可を受けた目的外に使用したとき。
- (2) 使用者が死亡し、承継者がいないとき。
- (3) 承継者及びその親族の所在が不明であり、かつ、縁故者がなく、10年を経過したと認めるとき。
- (4) その他この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(墓地の返還)

第12条 使用者は、その使用に係る墓地が不用となったとき、又は前条第1号及び第4号の規定により許可を取消されたときは、直ちに現状に復し、返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の規定に基づく義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、当該使用者からその費用を徴収する。
- 3 市長は、前条第2号及び第3号の規定により墓地の使用許可を取消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、墓石等を処分することができる。

別表第1（第5条関係）

区 分	使 用 料
4平方メートル	180,000円
6平方メートル	270,000円

別表第2（第6条関係）

使用許可を受けた日から返還した日までの期間	還 付 す る 額
5年以内	既納使用料の7割の額
5年を超え10年まで	既納使用料の5割の額
10年を超える場合	既納使用料の2割の額

別表第3（第7条関係）

区 分	手 数 料
4平方メートル	1年につき 1,800円
6平方メートル	1年につき 2,700円

使用許可年月日	年 月 日	
使用許可番号	第 号	
墓地番号	区 番 号	
メ	墓碑建立年月日	年 月 日
	埋蔵（改葬）年月日	年 月 日
モ		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

お問い合わせは

☆柏崎市 市民生活部 環境課 環境保全係  
〒945-0011 柏崎市松波四丁目13番13号  
（クリーンセンターかしわざき内）  
直通☎（0257）23-5170

☆柏崎市墓園管理事務所  
〒945-1111 柏崎市大字堀3478番地  
直通☎（0257）24-3726